

令和8年度パソコン等機器類売却仕様書

1 件名・契約期間

件 名 : 令和8年度パソコン等機器類売却契約

契約期間 : 契約日 から 令和8年 10 月 31 日(土)まで

2 売却機器及び数量等

別紙 2「売却機器一覧」記載のとおり

3 引取期限・場所

引取期限 : 契約日 から 令和8年9月 30 日(水)まで

引取場所 : 沖縄県那覇市泉崎一丁目1番1号 那覇市役所本庁舎

4 作業内容

(1) 作業スケジュール

受注者は作業スケジュールを事前に提出し、発注者の承認を得ること。

また、発注者と十分な協議を行い、円滑に実施できるような体制を構築すること。

(2) シール等除去作業

引取時に、パソコン等機器類に貼ってある本市の備品等であったことが分かるようなシール等は受注者にて除去し、破棄すること。

(3) 搬出作業について

搬出作業時には、養生を行い庁舎内施設の保護を行うこと。

(4) 引取業務報告書

受注者は、引取作業終了後速やかに、引取業務報告書を作成し、引取期限までに提出すること。

5 受注者の条件

古物商免許の資格を有すること。

6 成果物

以下の項目を網羅した引取業務報告書を成果物として作成し、作業完了後2週間以内までに提出すること。

- ・回収作業日時、作業内容、機器一覧
- ・検品作業日時、作業内容
- ・入金日

7 売却代金(契約金額)の納付方法

受注者は、発注者が発行する納付書により、代金を納入すること。

8 所有権の移転

物品の所有権は、受注者が売却代金(契約金額)を発注者に納付したときをもって、発注者から受注者に移転するものとする。

9 その他

- (1) 作業は、発注者の担当職員の指示に従って行うこと。
- (2) 作業において必要な資材等は、受注者が用意すること。
- (3) 引取を行うパソコン等機器類については、経年劣化等により稼働しない場合や付属品が全て揃わないものがある場合も想定して入札すること。
- (4) 受注者が買い取ったパソコンの売り払い及び処分等の取り扱いについては、古物営業法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等その他の関係法令に従い、適正に行うものとする。
- (5) 作業中に本庁舎の設備及び物品等に汚損及び損傷を与えた場合は、原状回復を行うこと。原状回復に要するすべての費用は、受注者が負担すること。
- (6) 養生品等は、受注者の責任において持ち帰ること。
- (7) パソコン機器内の HDD・SSD は抜き取られているが、万が一残っていた場合は、HDD・SSD の返還対応等の協力をすること。
- (8) 引き取りに要する費用(運送費、作業費等)については、すべて契約金額に含まれるものとする。
- (9) この仕様書に記載されていない事項その他疑義のある場合については、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。